

Ⅲ－２２

障がい者スポーツ委員会の活動内容に関する申し合わせ

本委員会は次の業務を行う。なお、次の業務は必要に応じて日本障がい者スポーツ協会と連携して進める。

- (1) 障がい者スポーツの医学的サポートに関する事
 - 1) 各種障がい者スポーツ大会での医学的サポートを行う。
 - 2) 各競技選手に対する医学的サポートを行う。
 - 3) クラシフィケーションに関するサポートを行う。
 - 4) メディカルチェックに関するサポートを行う。
 - 5) ドーピング管理に関するサポートを行う。

- (2) 障がい者スポーツの医学的研究に関する事
 - 1) 障がい者スポーツの安全性に関する研究を推進する。
 - 2) 障がい者スポーツの技術向上に関する研究を推進する。
 - 3) 障がい者スポーツの健康に対する効果に関する研究を推進する。

- (3) 障がい者スポーツの広報と普及に関する事
 - 1) 障がい者に対し障がい者スポーツの普及活動と選手の発掘を行う。
 - 2) 一般国民に対し障がい者スポーツ及びパラリンピックを広く周知し認知度の向上を進める。
 - 3) リハビリテーション医療関係者に対する障がい者スポーツの広報と障がい者スポーツへのサポート参加を依頼する。

附 則

本申し合わせは、平成29年1月28日より施行し、平成28年10月1日より適用する。